

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第1回霧島警察署協議会
会 議 日 時	令和6年6月14日（金曜日）午後3時から午後5時まで
会 議 場 所	霧島警察署大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 12人 2 警察署 署長以下 14人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 委嘱状交付式</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 署長挨拶</p> <p>4 管内概況説明</p> <p>5 意見・要望等に対する回答 私道の危険性の伝え方と自治会の加入について</p> <p>(1) 意見・要望 私道が増え、外灯を自治会で設置できない道が増えた。 私道は暗く、行き止まりも多く、不審者が増え、他人の土地に入って横切ったりする子供や大人が増えている。 自治会として動きたいが、未加入者が増えて対応できない。 市にも相談をしているが、「市民課でパンフレットを渡している。」としか言わず、パンフレット自体も地味でわかりにくく、全く使えない。 せめて、自治会に加入してくれれば、話し合いの場も作れると思うが、難しい。 私道の共有者同士で話し合いをしてもらう方法等のアイデアがほしい。 警察の方から「こういう理由で危ないので、外灯を付けてはどうか。」と声掛けはできないか。 仮に、自治会会員だとしても、私どもからそれを言うのは難しい。</p> <p>(2) 回答（地域課長） 警察としても、県民や市民の方々の安全安心のため、皆様が不安を感じているのであれば、何か対策が執れないかと考える。 外灯のない暗い路地等は、不審者による声掛け事案や性犯罪、ひったくり事件等が発生するおそれがあることに加え、委員御指摘のとおり、他人の土地を横切ったりして当事者同士のトラブルに発展するおそれもある。 そのため、そうした暗い路地等を警察署でも的確に把握して、関係機関や自治会等と連携した上で情報を共有し、市民の不安解消を図る必要がある。 暗い路地等の危険箇所の伝え方については、やはり地道に、自治会での働き掛けが有効ではないかと思われる。 その際、懸念となるのが、外灯設置に伴う私道所有者の承諾や設置費用の問題である。 霧島市によると、霧島市内の自治会で構成する「霧島市防犯組合連合会」の事業があり、各自治会の自治会長の要望により、防犯灯の新規設置申請があれば、自治会未加入の私道の所有者に係る場所でも設置可能とのことで、設置費用は全て、その事業から支出できるとのことである。 なお、その前提としては、私道の所有者からの防犯灯設置の承諾が得られている上での設置となる。 霧島市の事業に係る設置条件を担当部署に尋ねた結果、一度、自治会の総会を開催していただき、「真にどこの場所に防犯灯が必要なのか。」を検討後、自治会未加入者への防犯灯設置事業（設置費用は、霧島市が負担するということ。）の説明後、必ず承諾を得る手順を踏むこととなる。 その上で、もう一度、自治会を開催し、自治会全体の総意（私道所有者からの承諾が得られていることや、防犯灯設置により、「夜、明る過ぎて眠れない。」などの近隣住民からの苦情のおそれはないこと。）が得られた上で、防犯灯の新規設置申込書を霧島市の安心安全課に提出してほしいとのことであった。</p>	

その設置要望により、必要に応じて市が現場調査を行い、必要性等を判断の上、防犯灯設置となる。

なお、防犯灯設置後の電気代等は、その設置先の自治会での管理となるとのことであつた。

今回の案件は、隼人町のことと思われるので、霧島市安心安全課に隼人支所地域振興課に確認してもらったところ、同振興課の交通・防犯係が担当者であり、霧島市に準ずる方法と同じとのことであつた。

自治会入会への働き掛けについては、警察ではできず、警察が未加入の件に触れた場合には、個人の自由意志、プライバシー侵害等でトラブルを招くことも考えられるので、警察からは自治会加入の働き掛けはできない。

最後に、今後も市民の皆様からの幅広い情報を基に、暗い路地等の危険箇所については各交番や自動車警ら班による重点警ら箇所として、集中的な巡回連絡等を通じて市民の皆様の不安解消に努める必要があると考えている。

6 次回の警察署協議会日程について
次回は、令和6年11月頃に開催することで連絡する。

7 警察活動紹介等
警察活動紹介として、隼人交番の施設見学を実施した。

備 考	
-----	--